

請願・陳情の議決結果

6月定例会では2件の請願、12件の陳情が提出されました。そのうち、陳情2件を全議員に配付し、請願2件、陳情9件を各常任委員会に付託し審査を行いました。(陳情1件は取り下げ)

その結果、請願1件および陳情3件を採択したほか、請願1件、陳情6件を継続審査としました。

結論が出た請願および陳情の要旨と結果は次のとおりです。

採択した請願

長谷子ども会館の閉館についての請願書

請願の要旨

耐震強度が基準を満たさないという理由で閉館となった、長谷子ども会館の耐震対策と、子ども会館としての再開を強く求めるものです。

委員会および本会議の結果

委員会では総員、本会議では多数の賛成により採択しました。

採択した陳情

同性パートナーシップの公的承認についての陳情

陳情の要旨

本市において同性パートナーシップの承認制度を創設し、その存在を公に認める方策を採ることにより、性的マイノリティーにとっても住みやすい、魅力ある多様性を認められる都市にするよう、導入に向けた協議を開始することを求めるものです。

委員会および本会議の結果

委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

市備蓄の安定ヨウ素剤の事前配布と乳幼児用ゼリー状安定ヨウ素剤導入を求める陳情

陳情の要旨

市が備蓄している安定ヨウ素剤を有効に活用し事前配布することおよび3歳未満の乳幼児に対して、ゼリー状の安定ヨウ素剤を事前配布することを求めるものです。

委員会および本会議の結果

委員会では総員、本会議では多数の賛成により採択しました。

可決した意見書

6月定例会では、下記の意見書提出に係る議会議案を可決しました。なお、可決した意見書は、地方自治法第99条の規定に基づき、関係機関に送付しました。

旧優生保護法下における強制不妊手術を受けた被害者に対する補償及び救済等による早期解決を求める意見書

「旧優生保護法」は1948年、戦後の人口過剰問題を背景に優生思想のもと、「不良な子孫を産出することを防止する」という目的をもって議員立法で成立した。その後半世紀の間に、知的障害、精神障害、遺伝性疾患などを理由に、約2万5000名の不妊手術が行われ、そのうち少なくとも約1万6500名に本人の同意のない強制的な不妊手術が行われたことが、旧厚生省の資料から明らかとなっている。

憲法第13条は「すべて国民は個人として尊重され、幸福追求に対する国民の権利は、立法その他の国政の上で最大限の尊重を必要とする」と明記している。また第14条第1項では「すべて国民は法の下に平等で、差別されない」と明記している。強制的な不妊手術が、当時は合法だったとはいえ、障がい者の人権を侵害し、人としての尊厳を踏みにじるものであったことは明白である。

国は1996年、同法の障がい者差別に該当する条文を削除して、名称を母体保護法に改め、以後、強制不妊手術を行っていないが、政策変更後も被害者の救済を行っていない。また、日本政府は1998年以降、国連の国際人権規約委員会などから優生手術の被害者に対する補償措置を行うべきとの勧告を受けてきたが、何ら調査さえすることもなく放置してきた。

今年1月、国に対して「謝罪と救済立法の制定」を求める全国初の訴訟が起こされた。

現在、国は、県や市に対して「旧優生保護法」に関連した資料の保全を求めているが、「国家賠償法」上の責任の有無については、個別具体的な事実関係を踏まえて判断すべきとして個別に裁判を起こせばよいとの姿勢を変えていない。

しかしながら、優生手術による被害者の多くが高齢化しているため、個別に訴訟を起こすことは大変な負担である。救済立法が成立すれば、全国で今なお被害に苦しみながら生活されている多くの被害者を同時に救済することができる。

よって、国においては過去の反省に立ち、一日も早く被害者に対する救済措置を講じるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。
2018年6月29日

鎌倉市議会

請願・陳情について

市民の皆さまの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情では不要です。請願・陳情はいつでも受け付けていますが、直近の定例会で審査を行うためには、**定例会が始まる日の前日**が受付期限になっています。提出に当たっては、**所定の様式**がありますので、議会事務局までお問い合わせください。なお、様式は鎌倉市議会ホームページからダウンロードできます。

陳情の要旨

本市において同性パートナーシップの承認制度を創設し、その存在を公に認める方策を採ることにより、性的マイノリティーにとっても住みやすい、魅力ある多様性を認められる都市にするよう、導入に向けた協議を開始することを求めるものです。

委員会および本会議の結果

委員会、本会議ともに総員の賛成により採択しました。

市備蓄の安定ヨウ素剤の事前配布と乳幼児用ゼリー状安定ヨウ素剤導入を求める陳情

陳情の要旨

市が備蓄している安定ヨウ素剤を有効に活用し事前配布することおよび3歳未満の乳幼児に対して、ゼリー状の安定ヨウ素剤を事前配布することを求めるものです。

委員会および本会議の結果

委員会では総員、本会議では多数の賛成により採択しました。

陳情の要旨

本市は、北鎌倉隧道の所在する尾根について、国指定史跡の追加指定に向けて取り組むとし、平成28年7月に「史跡の追加指定」という方針を発表したものの、その後、あまり進展があるように見受けられないことから、取り組みの強化および早期の追加指定を求めるものです。

委員会および本会議の結果

委員会では総員、本会議では多数の賛成により採択しました。

6月22日開催

審査した内容 (議案2件、報告事項17件)

報告事項 (仮称) かまくら共生条例について

(仮称) かまくら共生条例は、「全ての人がお互いに人格・個性・多様な生き方などを尊重し合い、共に支え合う環境がある共生社会」を市全体の共通認識として明文化し、施策の基本的事項を定めるとともに、具体的な施策を展開していくことを目的として制定していくものであることとす。

市側の説明によると、この条例に基づく具体的な施策としては「地域福祉計画への反映」「共生社会の理解促進・啓発」「福祉人材の育成」「福祉総合相談窓口の開設」などを進めていくことを考えており、また、将来的には、福祉以外の分野についても、関係部署と連携して施策を展開していく考えであることとす。条例案の作成に当たっては、7月末ごろに第1回の共生社会推進検討委員会を開催し、有識者や市民を交えて、本市における共生社会の在り方と推進について検討していきたいこととす。

委員会では、質疑の中で「福祉以外の分野との連携など包括的な組織の在り方を検討すべき」「条例が現行の制度と制度を横断的につなげていくものとなるのが望ましい」「条例の制定が理念にとどまらず、実効性のある施策の展開につながる事が重要である」などのやりとりを行った後、了承されました。

6月26日、27日開催

審査した内容 (議案6件、陳情4件、報告事項等6件)

議案第6号 工事請負契約の変更について

平成30年2月定例会において議決した、(仮称) おなり子どもの家等耐震改修及び増築工事について、公共工事設計労務単価が改定されたことを受け、本工事の受注者からの請求に基づき協議を行った結果、契約金額の増額を行おうとするもので、当初の契約金額2億3738万4千円から、2億3834万5200円にしようとするものです。

委員会では、「当該工事の着手後、当初想定されていた以上に、建物の土台および柱等に腐食が確認されたことから、現在工事が中断していることについて、何が問題だったのか、責任の所在を明らかにすべき」などの質疑が行われた後、委員間討議を行いました。その後、「工事が中断し、今後の方向性が定まっていない状況であることから、市民に対して、現在までの経過および今後の方向性について早急に示していくべき」などの意見が出されましたが、本議案については、「今後契約の変更が想定される状況ではあるが、その場合の契約金額の算定に当たって基礎となる契約金額の変更はしておく必要がある」との観点から、多数の賛成により可決されました。



当該建築物の現状

観光厚生常任委員会

建設常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

教育こどもみらい常任委員会

6月25日開催

審査した内容 (議案3件、請願1件、陳情4件、報告事項9件)

報告事項 北鎌倉隧道安全対策について

平成30年3月から5月に、北鎌倉隧道上部の尾根を含む約40m四方の範囲の地形測量とボーリング調査による地質調査を実施し、現在は採取した試料から岩盤の強度、クラックの位置や伸長状況などを確認しているところで、この地形測量・地質調査の結果を基に3案の対策工法について基本設計の検討を行っていくこととす。

また、4月および5月に山ノ内町内会を対象に説明会を開催したところ、参加者からは「1日でも早く通行できるようにしてほしい」「地権者と住民が話し合いができる場を設定してほしい」などのご意見をいただいたこととす。これを受け、市が地権者に意向を確認したところ「まずは関係地権者が一堂に会した話し合いの場が必要である」との回答があり、市としては、これを尊重し、関係地権者のみが一堂に会した場の開催に向けて取り組んでいきたいこととす。

委員会では、報告事項について了承されました。

また、報告事項とともに、同隧道の早期通行再開などを求める請願・陳情を審査しましたが、今後の推移を見守りたいとの理由から継続審査を主張した委員が多数となり、請願1件、陳情3件はいずれも継続審査となりました。

6月21日開催

審査した内容 (議案5件、請願1件、陳情1件、報告事項等13件)

請願第1号 長谷子ども会館の閉館についての請願書

本請願の要旨は、耐震強度が基準を満たさないという理由で4月28日に閉館となった長谷子ども会館の耐震対策と子ども会館としての再開を強く求めるものです。

市側の説明によると、外壁の剥落劣化が顕著となった同会館の安全性を確認するため耐震診断を行ったところ、基準値を大幅に下回る結果であったことから、安全を第一に急ぎ閉館したこととす。今後については、文化財としての価値が高い建物であることから保全活用の方法について検討していきたいこととす。

委員会では、子どもの施設としてだけでなく多世代交流ができる場となっている同会館の役割は大きいといった観点から、「今後はできる限り早急に耐震補強し安全性を確保する必要がある」「耐震補強が完了するまでの間は、代替施設などの暫定的な対応を検討すべき」「今後の同会館の活用方法については地域住民と協議した上で検討していくべき」との意見が出され、総員により採択されました。



鎌倉市長谷子ども会館 (旧諸戸邸)